

福井県指令産技第977号

福井県福井市志比口三丁目2番14号
久米田碎石株式会社
代表取締役 杉森 勇介

認可指令書

令和6年12月18日付けで申請のあった岩石採取計画については、採石法第33条の規定により別紙のとおり認可する。

- 1 この処分に不服がある場合は、採石法第39条第1項の規定に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算してから3箇月以内に公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。
- 2 1の裁定の申請をした場合のこの処分の取消しの訴えは、その裁定の申請に対する裁定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならない。

令和7年3月25日

福井県知事 杉本 達治



(別 紙)

1 岩石採取場の区域および面積

(1) 採取場所

坂井市丸岡町上久米田74字小森谷1番3、4、5、6、7、8、9
75字大畠谷1番2、3、4、19、20、21、22、23、
24、25、26、27
76字鳴岩 1番2、3、4、2番2
77字丁子谷1番1、2番1

(実測面積 226, 000m²)

2 採取をする岩石の種類および数量

(1) 岩石の種類 安山岩

(2) 数量 722, 259t／5年

3 岩石採取の期間

令和7年3月25日から令和12年2月28日まで

4 採取等の方法

(1) 採掘方法 露天掘り、階段掘り

(2) 採掘手段 機械掘りによる採取、火薬使用あり

5 災害等防止の方法

令和6年12月18日付け申請書に記載のとおり

6 認可の条件

(1) 災害の防止

ア 岩石の採取、破碎、選別および堆積に当たっては、ベンチカット法により計画どおり傾斜を保持して掘削する他、落石、土砂・法面の崩壊、汚濁水の流出等の災害が生じないよう対策を講じること。

イ 基準に基づいた傾斜を保持し、土砂崩れ等の災害防止に努めること。

ウ 申請区域には砂防指定地大谷川（昭和36年1月23日建設省告示第73号）が含まれているので、砂防指定地内で砂防指定地管理条例（平成15年福井県条例第6号）第3条に規定する行為（土地の掘削、盛土、建築物、その他の工作物の新築、改築、増築、移転または除去、土石の採取等）を行おうとする際は、事前に三国土木事務所と協議を行い、許可を受けること。

(2) 環境保全

ア 岩石採取の作業に当たっては、粉じん、濁水、騒音および振動の発生により環境保全上支障が生じないよう対策を講じること。特に、濁水については、公共用水域を汚濁することのないよう、防止対策に万全を期すこと。

イ 岩石の搬出に当たっては、交通公害の未然防止に努めるとともに、道路を土砂で汚さない

よう配慮すること。

- ウ 次の場合には届出が必要であり、事前に坂井健康福祉センター（以下「坂井 HWC」という。）または坂井市と協議すること。
- ①大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の設置、構造等の変更または廃止等（坂井市）
- ②水質汚濁防止法に基づく特定施設（水洗式分別施設等）の設置、構造等の変更または廃止等（坂井 HWC）
- ③土壤汚染対策法第4条第1項の規定に該当する3,000平方メートル以上の土地の形質の変更（坂井 HWC）
- ④特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく公害防止管理者およびその代理人等の選任、死亡または解任（坂井 HWC または坂井市）

（3）汚濁水の流出等

- ア 岩石の採取、破碎、選別および堆積に当たっては、付近の河川などの公共用水面や道路に汚濁水等を流すことのないよう防止対策に万全の措置を講じるとともに、重機からの油等が流出しないよう万全の注意を払うこと。
- イ 場内沈砂池（調整池）を新たに設置または変更する場合は、事前に県と協議すること。
- ウ 場内沈砂池（調整池）については、計画容量が不足しないよう沈砂池内に堆積した土砂は定期的に浚渫するとともに、大雨が予想される際には、予め沈砂池および排水路を浚渫するなど、維持管理を徹底すること。また、破損または崩壊した場合には直ちに補修すること。
- エ 付近の河川への汚濁水の流出防止に努めること。
- オ 申請面積に変更が生じる場合は、調整池に係る協議を河川管理者と行うこと。
- カ 漁業法第69条の規定に基づき、同法第60条第5項第5号の第5種共同漁業権が次の免許番号、漁業権者、免許期間、漁場図のとおり免許されているため、採取にあたっては、事前に下記漁業協同組合に事業実施にかかる情報を提供し、十分に調整を図ること。
- ・免許番号 内共第1号
・漁業権者 九頭竜川中部漁業協同組合
・免許期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
・漁場図 別図（写）
- キ 水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき定められた福井県漁業調整規則第41条第1項「水産動植物に有害なものを遺棄し、または漏せつしてはならない。」を遵守し、砂および汚濁水を公共用水面に流入させないこと。

（4）緑化対策

- ア 良好的な景観の保全の観点から、採掘終了箇所について順次速やかな緑化を行い、山肌の露出を抑制すること。
- イ 緑化に当たっては、緑化マニュアル（添付）に記載のとおり、在来種による緑化および修景に努め、周辺の自然環境との調和を図ること。
- ウ 自然環境保全の観点から、採取終了箇所について順次速やかな緑化をおこなうこと。
近隣には、六呂瀬山古墳群（国指定史跡）があり、文化財としてだけでなくその地形的条件から良好な眺望点となっているため、眺望に支障がないよう配慮すること。

(5) 道路の汚損・破損等

- ア 岩石等の搬出に当たっては、周辺国道・県道などの道路を破損・汚損しないよう清掃人の配置、タイヤの洗浄、粉じん防止のための散水などを行うとともに、岩石等が荷こぼれしないよう落石保護シートの使用、過積載の防止、低速運転など、交通公害の未然防止を徹底すること。
- イ 道路を汚損した場合は、散水車等で速やかに道路清掃を行うなど、道路管理者の指示に基づき、直ちに良好な道路状態に復旧すること。また、道路に損傷等を与えた場合は、直ちに道路管理者に届け出て、その指示を受け、申請者の負担において、速やかに復旧すること。

(6) 廃棄物の処理

- ア 当該採取事業において発生した廃棄物については、廃棄物処理法に基づき適正に処理し、野焼きなど不法な焼却をしないこと。
- イ 場内に廃棄物（建設汚泥を含む）を持ち込ませないこと。また、場内で廃棄物の不法投棄をさせないよう十分に管理すること。
- ウ 申請区域内において産業廃棄物の保管積替場等を設けるときは事前に県と協議すること。

(7) 自然環境の保護

- ア 令和元年12月3日に福井県自然環境保全条例25条に基づくその他の地域内行為届出を提出済み。面積の変更や工期の延長など届出の内容に変更が生じた場合は、変更後の行為着手の30日前までに変更の趣旨および理由を記載した書面を添付し新たな届出を行うこと。
- イ 岩石の採取、破碎、選別および堆積に当たっては、汚濁水の流出等により、周辺の動植物の生育環境に影響が生じないよう十分配慮すること。

(8) 文化財等の保護

- ア 当該地では、史跡・名勝・天然記念物の指定物件および埋蔵文化財包蔵地は確認されていないが、出願区域には、地域を定めず指定しているカモシカ・コウノトリ・イヌワシ・オジロワシ・オオワシ・カラスバト・コクガン・ヒシクイ・マガソ・ヤマネ・オオサンショウウオ・タンチョウなどの天然記念物が所在する可能性があるので、その生態に影響のないよう配慮すること。
- イ 開発行為を実施中、不時に埋蔵文化財を発見した場合は、文化財保護法第96条の規定に基づき、現状を損なうことなく坂井市教育委員会に届け出て、同法に則した措置をとること。

(9) 坂井市から付される条件

- ア 当該事業に用いる搬入搬出路は長畠小学校、丸岡中学校のスクールバス運行経路になっているため運行には十分注意すること。
- イ 水処理施設を適正に管理し、水質汚濁の防止に努めること。
- ウ 排水経路を常に監視し、土砂が流出、堆積した際には直ちに底ざらい等を実施すること。また、完了した際には市の担当者と確認を行うこと。特に出水期については、警戒すること。

工 市道使用時の維持管理について、常に監視を行い、支障がある場合には路面補修を行うとともに、路面状況を市の担当者と確認し舗装復旧を実施すること。（※着手前の道路状況写真を事前に提出すること）また、市道に鉄板を敷く場合は道路占用を申請すること。また、除雪の際に敷鉄板がある事を認識できるよう対策を講じること。

(10) その他

- ア 当該箇所は、林地開発行為許可地であり、現在林地開発行為変更届の手続き中である。完了予定年月日は、採石法認可後期間と同じ令和12年2月28日となる。
- イ 認可内容の土地の利用に関する計画に変更がある場合は、坂井農林総合事務所に林地開発行為計画内容変更届を提出すること。
- ウ 一定面積以上の一団の土地に関する土地売買等の契約が行われる場合、土地の権利取得者は契約締結日を起算日として2週間以内に、坂井市（都市計画課）へ届出すること。（国土利用計画法第23条第1項・第2項）

※土地売買等の契約

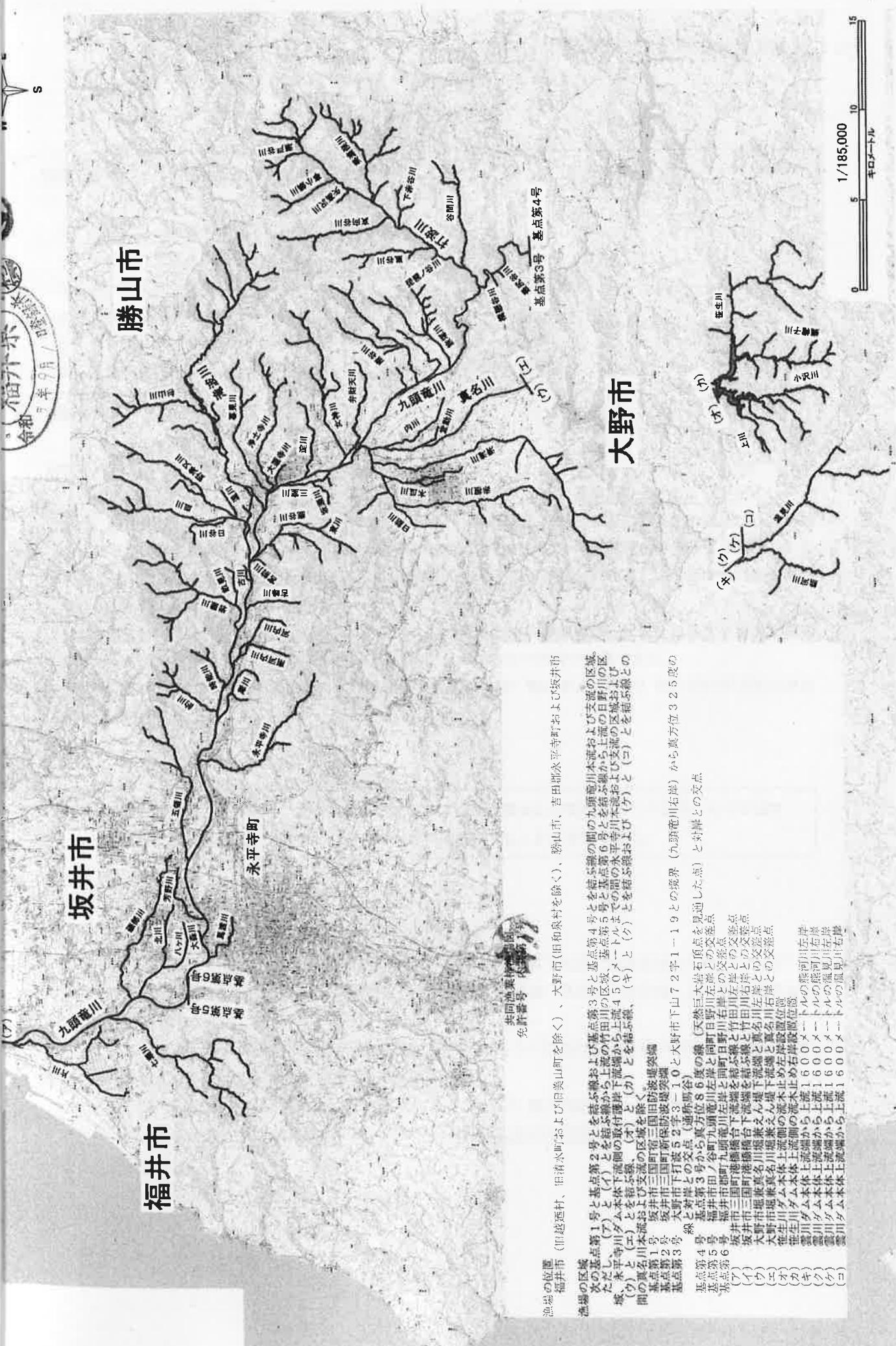
土地に関する権利（土地の所有権、地上権、賃借権またはこれらの権利の取得を目的とする権利）の移転または設定を対価の授受を伴って行う契約（地上権や賃借権の設定の場合は、権利金など一時金の授受があること。）

※一定面積

市街地区域の場合	2, 000m ² 以上
その他都市計画区域の場合	5, 000m ² 以上
都市計画区域外の場合	10, 000m ² 以上

(関係法令等)

- ・ 採石法（昭和25年法律第291号）
- ・ 砂防指定地管理条例（平成15年福井県条例第6号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）
- ・ 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・ 漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・ 福井県漁業調整規則（令和2年福井県規則第56号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・ 福井県自然環境保全条例（昭和48年福井県条例第1号）
- ・ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- ・ 森林法（昭和26年法律第249号）
- ・ 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）
- ・ 国有財産法（昭和23年法律第73号）
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
- ・ 福井県環境影響評価条例（平成11年福井県条例第2号）
- ・ 福井県公害防止条例（平成8年福井県条例第4号） 等



環境に配慮したのり面緑化を行うために以下の事項に注意する。

1. 地域にあった在来種を主に用いた緑化を行う。
2. 安易な外来種の利用を避ける。
3. 単一植生にならないようする。
4. 木本類の採用を検討する。
5. 草本類の播種工の場合、発芽期待本数を多くしすぎない。
6. 現地発生材(現地表土・樹木)およびサイクル材の利用を図る。

2. 設計の考え方

解説

環境に配慮したのり面緑化を行うためには、できる限り地域にあった在来種を用いることが望ましい。また、今回作成のマニュアルの基本方針である「長期斜面の安定」地域生態系の保全の観点から単一植生にならないよう注意することが必要になる。単一植生になることにより環境変化や病害虫などによりのり面全体の緑化への悪影響が考えられるほか、多様性の喪失や周辺環境との調和という点でも問題が発生するものと考えられる。

草本類の播種工を行う場合、発芽期待本数を多くしすぎると木本類を被覆し成長を阻害する場合や周辺地域からの侵入種子が入りにくく植生遷移が遅れることがあるので注意が必要である。

また、基本方針の「地域内資源循環」の観点から現地発生材(現地表土・樹木)およびサイクル材の利用促進を図る。

在来の植物を利用して緑化を行う場合、種子および苗木は地域産および国内産のものを用いるのが望ましい。そのため、事前に計画を立て種子および苗木を予約注文することが必要である。

3. 種子および苗木の確保

解説

環境に配慮したのり面緑化を行う場合、種子と苗木は重要な要素である。基本方針の1つでもある「地域の生態系保全」を実践するためには、緑化工にできる限り現地産・県内産・地方産・国内産の種子および苗などを使用するのがよい。

種子については、特に現地産・県内産・地方産・国内産の種子の調達は、外来種の調達に比べ難しい状況にあるため、現状では計画的な予約採取を行う必要がある。

苗木についても国内産での確保は比較的に容易であるが、より郷土性を確保し、地域の生態系に配慮するために必要な現地産・県内産の確保は難しいため事業計画に合わせ苗木の栽培および予約等を事前に行うことが望ましい。

埋蔵文化財遺跡地図

